

2020年12月20日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

- 交通事故 その4  
自賠償請求と異議申立てについて
- ADRについて

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内／事務所のご案内



vol.81

## 交通事故 その4 自賠責請求と異議申立てについて

今回は、皆さんも名称はご存知の自賠責保険（「自動車損害賠償責任保険」、共済の場合もあります）についてご紹介します。

### 1 自賠責保険の特徴について

原付バイクも含めて自動車を所有し運転しようとする方は自賠責保険に加入することが必要です。加入しないと刑事罰を受けます。この自賠責保険の趣旨は、交通事故の被害者の保護ということですが、万が一無保険であっても被害者に対しては政府保証事業によって救済が図られています。

保険の対象は、自動車の運行で他人を死傷させた場合の人身事故に関してであり、物損事故は対象になりません。また、被害者1名ごとに支払限度額が定められていますので、被害者が複数だからといって減額されることはありません。

### 2 自賠責保険の限度額と保障内容について

傷害の場合の賠償は、治療関係費、文書料、休業損害及び慰謝料が支払われ、限度額は被害者1名につき120万円となります。

後遺障害（バックナンバー Vol.49で紹介しています。ホームページにバックナンバーを掲載しています）は1級から14級に分けられ4000万円から75万円の範囲で限度額が定められています。障害の程度に応じて逸失利益（障害による労働能力の減少で、将来発生すると思われる収入減が該当します）及び慰謝料等が支払われます。

死亡の場合は3000万円が限度額ですが、葬儀費、逸失利益、被害者及び遺族の慰謝料が支払われます。

なお、被害者の事故に対する責任が100%の場合には、保険金の支払対象とならないことがあります。

### 3 保険金請求手続とその支払いまでの流れについて

(1) 請求の方法は①加害者請求と②被害者請求の二通りの方法があります。

①の加害者請求とは、加害者がまず被害者に損害賠償金を支払い、そのあとで保険金を保険会社に請求するというものですが、加害者が任意保険に加入している場合には、任意保険の会社が、保険契約上支払い責任を負う限度で、加害者に代わって自賠責保険の保険金を含めて支払をすることがあり、通常はこの方法が多く行われていると思います。被害者側としては自賠責保険と任意保険の違いはあまり意識されないことが多いのではないのでしょうか。一方、②の被害者請求とは、加害者側から賠償を受けられない場合又は受けて

いない場合、加害者が加入している損害保険会社に損害賠償額を直接請求するものです。

①のメリットは、保険会社が資料の準備などの手続を行ってくれるので、手間暇がかからず楽だという点があります。デメリットは、保険会社が主導権を握ることになるという点です。そのため事例によっては被害者請求を行った方がよい場合があります。具体的には、加害者側との示談前に一定の金額を受け取りたい場合のほか、後遺障害等級認定の申請をする場合や被害者側の過失割合が大きい場合には、被害者側の事情を保険金に反映させることがより可能になるので被害者請求の方が望ましいと言えると思います。代理人が就いている場合には資料準備作業についてそれほど心配する必要はありません。

なお、自賠責保険は消滅時効が3年ですのでご注意ください。

(2) 保険会社は、具体的に請求があると損害保険料率算出機構の調査事務所に書類を送付し、調査事務所の方で損害調査を行います。問題があるケースでは審査会にかけることもあります。調査結果が出ると保険会社に調査結果を報告し、保険会社は支払額を決定し請求者に自賠責保険金を支払うということになります。

なお、支払には示談前でも仮渡金といって、死亡の場合は290万円まで、傷害の場合には程度に応じて5万円、20万円、40万円の請求が可能です。

(3) 減額について

被害者に重大な過失がある場合や、受傷と死亡または後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難な場合には保険金額を減額される場合があります。

### 4 異議申立てについて

被害者側で自賠責保険の支払金額について異議がある場合には、異議申立てを行うことができます。被害者側の過失を重大なものとされたり、因果関係判断困難とされたり、あるいは後遺障害の等級認定が低く認定されたりという場合が考えられます。

このような場合には異議の申立てを加害者の加入する任意保険会社や自賠責保険会社に提出することができます。書式は特にありませんが、申立の際には追加資料の提出を検討すべきです。保険会社との紛争については裁判等の法的手続のほか弁護士会や自賠責保険・共済紛争処理機構による紛争処理制度もありますのでご検討いただければと思います。お悩みの方はご相談ください。

ADRとは裁判外紛争解決手続のことを指します。争い事の解決方法として、当事者間の交渉で解決しない場合は裁判所での調停や裁判を念頭に置かれる方が多いと思いますが、裁判所以外でのあっせん手続や仲裁手続に関する多くの機関が設けられており、今回はこのADRの紹介をしたいと思います。

### 1 法律の整備

ADRに関しては平成16年に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（「ADR法」と言います）が制定され、裁判外手続の紛争解決方法に関する方法が整備されました。制定される前にも、損害保険会社などの団体により設立された交通事故紛争処理センターなど様々な団体や機関が紛争解決の苦情やあっせん手続を設けていました。また、建設業法によって設けられている建設工事紛争審査会など個別法でも紛争解決手段を設けているものがありました。ADR法によって、民間の団体を国が認証することにより紛争解決機関を国が監督し、裁判所以外のより柔軟な解決手段を認め、ADRの申立てに時効完成猶予の効果をもたせるなどの法的効果を認めました。

### 2 裁判手続と異なる特徴について

ADRは、民間団体が、紛争の公平・公正な解決を目指すという点から独自の運用が認められています。そのため、裁判所という国の機関より、手続が柔軟に行うことができるという点が最大の特徴です。費用関係については、業界団体の苦情処理機関ですと無料で手続を行うというものや、多少手続費用を頂戴するというものもありますが、一般的には裁判を行う場合よりは低廉な費用を心がけていると思います。開催時間も夜間に行うなどの機関もあるようです。調停手続も裁判手続より柔軟ですが裁判所という庁舎を利用する点からは、ADRの方がより柔軟な対応が可能です。

あっせんは当事者の話を仲介しながら解決をめざすもので、仲裁は仲裁人の判断に解決をゆだねるものです。仲裁手続の場合には仲裁法の適用がありあっせんに比べて手続的な決まりがあって少し裁判に近い部分もありますので、一般にはあっせんの方が利用しやすいかもしれません。もちろん、仲裁判断に至る前に合意による解決も図ることは可能です。

あっせん手続は、裁判手続と異なり、証拠調べや証人尋問など厳格な手続を行うことはないのも、事実の探求という点では手続の厳格性が劣ります。しかし、あっせん手続でも主張の裏付けとして書類を証拠として出すことは行われますので、決定的な証拠を持っている場合には、裁判での結果も予想できるのであっせんでも解決に至りやすくなります。

厳格な手続を行わない分、当事者の譲歩によって早期に解決できる可能性があるという点もADRでのメリットだと思います。

### 3 身近なあっせん手続について

千葉県弁護士会（「千葉県」と頭につきますが「千葉県」の機関ではなく、千葉県に所在する弁護士会です）でも一般的な紛争に関するあっせん手続や仲裁手続を昨年より行うこととなりました。その前にも交通事故など特定の分野について紛争解決手続は行ってきましたが、弁護士があっせん委員や仲裁委員を務めて、当事者の紛争解決をめざすことを目的としており、短期間での解決をめざしています。

昨年は、千葉県内で台風15号、19号、21号と続けて台風被害が発生しました。そのため、土砂災害、倒木や吹き飛ばされた物などによる隣家等への被害など近隣関係による紛争も多発しました。保険によりある程度解決できたものもありますが、保険の適用による処理ができない場合には近隣同士で解決せざるをえない場合もありました。千葉県弁護士会では、上記の一般的な紛争に対するあっせん、仲裁のほかに、災害ADRを立ち上げ手続費用を減免するなど、利用しやすく配慮しました。

手続を申し立てる際には代理人を立てることも可能です。筆者もADRであっせん委員を務めたり、申し立てられた相手方の代理人を務めて紛争を解決してきました。裁判の場合とは異なり、必要であれば現場に赴いたり、コロナ禍の中ではリモートなども検討しているので柔軟性を発揮してその紛争にふさわしい解決に導けるのではないかと思います。紛争解決の方法の選択肢は増えているので、紛争に見合った解決方法を検討してください。お悩みの方はご相談ください。

無料相談会のご案内

2020年12月22日火曜日、2021年1月13日水曜日のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

### 業務時間

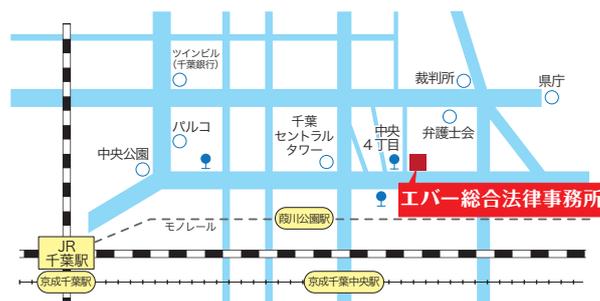
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。